平成２６年（フ）第７３号
青森県弘前市大字小人町92番地８
債務者　坂田　葉子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５０７２号
神奈川県横浜市戸塚区秋葉町109　グリーンゲイブルス東戸塚101
破産者　芳賀　潔久
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０７４号
東京都杉並区久我山５丁目14―１　椎野マンションⅢ202
破産者　藤田　佳子
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３０号
埼玉県川口市青木２丁目13―23―1008
破産者　太田　二郎
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４６号
千葉県船橋市前貝塚町565―14―308
破産者　山本　浩平
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５８号
東京都渋谷区神泉町４―13―101
破産者　清水　健次
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７７号
東京都豊島区駒込３丁目14―９　朝比奈荘２―Ａ号
破産者　栗原　秀司
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２００号
東京都台東区台東２丁目４―８
破産者　安達　哲也
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１５号
埼玉県越谷市宮前１丁目10―15
破産者　岩崎　昌康
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１８号
東京都青梅市今寺１丁目758―10
破産者　山田　浩巳
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６３号
神奈川県横浜市神奈川区子安通３丁目298―202
破産者　水口　幸夫
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７８号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　新幸荘１―105
破産者　藤浪　彰子
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８６号
東京都大田区中馬込３丁目16―15―216
破産者　大庭　俊樹
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４００号
東京都江戸川区北小岩１丁目18―11―1001
破産者　村武　禎春
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９号
栃木県宇都宮市鶴田町1418番地１
破産者　株式会社リーベンデザイン
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８０号
栃木県宇都宮市大通り３丁目１番24号　ＭＴビル８Ｆ
破産者　株式会社三伸トレーディング
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８１号
栃木県鹿沼市上野町299番地６　ツムラハイツ202
破産者　赤羽根扇彰
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７８３３号
東京都練馬区高松５丁目20番12―206号
破産者　フジビルサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７７号
埼玉県加須市道地1302番地４
破産者　奈良プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７０５号
埼玉県川口市並木１丁目６番35―802号
破産者　有限会社ジェイ・ワイズ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０９９号
東京都江戸川区平井４丁目29番９―307、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区町屋８丁目６番８号
破産者　有限会社レイアローズ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部